

(別紙1)

税制改正による条例指定制度とは

条例指定制度は、個人住民税の寄附金控除の対象となるNPO法人を各自治体が条例にて指定できる制度です。市又は県が指定した法人への寄附金に対しては寄附金控除が適用され、寄附金の6%が市民税から、4%が県民税からそれぞれ税額控除されます。

◦ 条例指定制度の意義

NPO法人への寄附の促進を目指し、寄附金控除の対象となるNPO法人の拡大を行うものです。 ⇒ (ねらい) 寄附の促進!

◦ 条例指定制度の効果

- ① 条例指定を受けたNPO法人に寄附をした市民が申告をすると、寄附者の支払う「個人の市民税」が軽減されるため、市民からの寄附促進につながります。

(参考) 「条例指定NPO法人」の税制優遇

条例指定を受けたNPO法人に寄附をすると、寄附金のうち2,000円を超える額について、10% (市民税6%+県民税4%) が個人住民税から税額控除されます。

例えば、1万円の寄附をした場合、寄附者が翌年3月15日までに住民税の申告をすれば、800円程度 ((1万円-適用下限額2,000円)×10%) の税額控除が受けられます。

(※ この場合、寄附した法人が寄附金控除の対象として、寄附者がお住まいの県と市の条例で指定されている必要があります。)

- ② 認定NPO法人になるための一番高いハードルと言われるPST要件 (公益性をはかるテスト) が免除されます。 ⇒ (ねらい) 認定NPO法人の増加!!

